

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和2年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	2四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 05			□時限非公開 ( 公開)			
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和元年11月22日 (金)		
				会議時間	10時00分～13時00分		
出席委員	委員長 垣内孝文						
	副委員長 宮本幸輝						
	委員 宮崎 努						
	委員 川淵誠司						
	委員長 上岡真一			欠席委員			
	委員長 山下幸子						
その他	委員外議員 西尾祐佐			委員外委員 大西友亮			
	委員外委員 寺尾真吾						
執行部出席者	子育て支援課長 西澤和史			学校教育課長補佐		中脇弘樹	
	" 企画係長 阿部一仁			市民病院事務局長		池田哲也	
	" 保育係長 田村典義			" 次長		竹本志郎	
	環境生活課長 渡邊康			企画広報課副参事		山本 聡	
	健康推進課長 渡辺和博			支所保健課長補佐		谷岡 淳	
	" 健康推進係長 竹内美和			" 保健係長		永田佳久	
	" 地域保健係長 西内美和						
学校教育課長 山崎行伸							
事務局	事務局長 阿部定佳						
	総務係長 桑原由香						
記 録							
令和元年9月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、「乳幼児健診の受診状況について」調査を行った。

**【説明：渡辺健康推進課長】**

乳幼児健診は、病気の早期発見、健康の保持・増進を目的として3か月、7か月、10か月健診で専門員（小児科医、保健師、栄養士、歯科衛生士）により実施。中村地域は月に2回、西土佐地域は年に4回開催している。

小児科医による診察の他、保健師による問診、希望者には栄養相談、歯科相談を実施。健診内容は、3か月は身長、体重、胸囲、頭囲、7か月は身長、体重、10か月は身長、体重、胸囲。絵本のプレゼントにより絵本の読み聞かせの促しを始める時期。

1歳6か月児健診は、成長段階において歩行や意味のある単語が言えたり、他の子どもに興味を示し始める時期であり、成長に差はあるものの、年齢に応じた発達の確認と併せて必要に応じて治療等に結びつける。

小児科医による診察の他、保健師による問診、管理栄養士による栄養指導、歯科医による歯科診察、歯科衛生士による歯科集団指導、発達相談等を実施。

3歳児になると、走る、跳ぶなどの粗大運動や積み木で塔を作る、まねて丸を書く、などの微細運動ができ、食事や排せつ、衣服の着脱などの生活習慣も確立してくる。言語の発達により、自分の気持ちを伝えたり、他人の気持ちを理解するなど、他人との関係を築いていく時期。3歳児健診を通じて発達の確認を行い、必要に応じて治療等に結びつける。

小児科医による診察の他、保健師による問診、栄養指導、歯科衛生士による歯科指導、発達相談等を実施。身長、体重、今年度から実施している弱視スクリーニング検査、尿検査等、視力、聴力検査。

事前に欠席連絡があった場合は次回開催日を案内し、連絡なく未受診の場合は、これまでの関わりの経過等の情報を保健師間で共有のうえ、より効果的な方法でアプローチを試みている。（電話、家庭訪問、健診日の再案内、託児所等での現認等を実施。）

未受診者の理由の主なもの、「病院で医療管理中」、「仕事で来られない」、「必要性を感じない」等。

**【質疑：宮崎委員】**

1歳6か月児健診と3歳児健診の案内時期に中村地域と西土佐地域とでは、ずれがあるのはなぜか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

中村地域でも以前は1歳6か月から実施していたが、発達に差があるため、現在は1歳9か月から実施している。3歳児健診は西土佐地域では年に4回しか実施しておらず、案内が3歳2か月になる場合があるため。

※他に質疑なく終了

●次に、「がん検診の受診状況について」調査を行った。

**【説明：渡辺健康推進課長】**

がん検診の申し込み方法は、毎年2月に次年度の申込用紙を各戸配布。締め切りは3月中旬としているが、受付は随時。電話での受付も実施。

受診方法は、「集団検診」と「個別検診」がある。「集団検診」は、各地区集会所において実施する検診で、がん検診単独の場合と特定検診とセットで行うセット検診がある。中村地域は年間44日、西土佐地域は年間16日実施している。「個別検診」は、受診者が直接検査可能な医療機関に出向き、検査を行う方法。乳がん（41歳）、子宮頸がん（21歳）のみ無料クーポン券を発行。

受診率は県下平均と比較して、「胃がん検診」の受診率が下回っている。平成27年度から特定検診とのセット検診としたが、受診率のアップには至っていない。

未受診者への対応としては、「拾い検診（前立腺がん、胃がん、乳がん）」、「郵送検診（大腸がん）」、「広域がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）」を実施している。

**【質疑：垣内委員長】**

受診率が全体的に低いように思う。対象者の人数は。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

分母の数については、おおよそ国保に加入されている方。現在分母となっているのは、平成27年の国勢調査人口をもとに、「40歳以上人口－40歳以上就業者数＋40歳以上農林業従事者」である。

**【質疑：宮崎委員】**

就業者というのは、社会保険（協会けんぽ）に入っている、という前提か。高知県はそうとも限ら

ないと思うが。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

就業者の方は何らかの保険に入っているということと、プラス農林業従事者は国保であろう、ということでの分母設定。

**【質疑：宮崎委員】**

就業者でも社会保険を適用していない事業所も幡多では結構ある。社会保険に入っているにも検診を受けさせていない事業所もある。そこをどう考えていくのか。国保加入者の検診率を上げるのも一つの手だが、社会保険で検診を受けさせていない企業に対して指導していかないと四万十市全体の受診率は上っていかないのでは。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

会社に入っているにも検診を受けていない事業所もあると思うが、現在はそういう事業所を把握しきれていないし、促しもできていない。基本的には推計の受診率であるので、県が取り組みの評価をするための指標と捉えていただきたい。

**【質疑：川淵委員】**

この資料では平成29年度までしかないが、平成30年度から内視鏡検査を始めたということで、それについての受診率の変化を掴んでいるのではないか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

おっしゃるとおり、平成30年度から内視鏡検査を取り入れた。当初は300ほど申込みを受けたが実際受けられた方は65名。キャンセルの連絡をいただいた方40名の理由は、25名は医療での受診に切り替えた。23%程度はバリウムに変更。理由を把握していないのが15%。申し込みをした方は健康に対する意識が高い方または、健康に不安感がある方であると思われるので、そのまま未検査ではなく、85%程度の方は何らかの形で胃の状況を確認しているし、実際、受診済みという方も相当いた。数字は減ってはいるが、自身の胃の状況を把握する取り組みは続けられていると思う。胃がん検診の実数が上らなければ、受診率は下がる。今後、医療へ流れていった方をどう評価していくのが課題。

**【質疑：川淵委員】**

内視鏡は口から入れるタイプか、鼻からか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

医療機関は竹本病院と中村クリニックの2ヶ所。医療機関によって違うかと思うが把握していない。聞いたところでは、健康診断では普通に入れるが、医療の場合は、麻酔等をして身体的な負担が少ない方法でやっているようだ。

**【質疑：垣内委員長】**

全国のがん死亡率は大腸がんや胃がんが高いが、本市の受診率は低い。行政として受診率を高めていくことを今後どう捉えていくか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

受診率を上げていくことは大事なことでと考えている。先ほどの医療との見極めも含めてやっていくことが必要。がん検診でのがんの発見数なども含めて今後県下の状況と比べ、どういうふうに取り組みを進めていくのか課内で共有する。

※他に質疑なく終了

●続いて、「不妊治療の受診状況と治療効果について」調査を行った。

**【説明：渡辺健康推進課長】**

不妊治療の種類は、「一般不妊治療」、「人工受精」、「特定不妊治療」がある。「一般不妊治療」と「人工授精」は、四万十市で助成事業があり、「特定不妊治療」は県の助成事業がある。

「一般不妊治療」は、タイミング法や排卵誘発剤を内服や注射により投与する。「人工受精」は、排卵日に精子を医学的な方法で支給に注入する。「特定不妊治療」は、先の不妊治療では妊娠の見込みが極めて少ない方がワンランク上の治療をする。

助成事業の利用状況は、平成28年度は「一般不妊治療」が12組、「人工受精」が9組、「両方」利用した方が8組、その中で四万十市に妊娠届が出されたのが4組。平成29年度は「一般不妊治療」が8組、「人工受精」が6組、「両方」が6組、妊娠届出数は2組。平成30年度は「一般不妊治療」が6組、「人工受精」が3組、「両方」が3組、妊娠届出数は1組となっている。

**【質疑：宮崎委員】**

件数が減ってきているのは、対象者が減っているのか。婚姻数との関係か。年度が変わる時に今後はもっとPRしていかないといけない、とか原因を考えていかないといけない。市として分析しているのか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

婚姻の数との関係については調査ができていない。周知については、市のホームページで周知しているが、昨年度は市の広報誌に載せていなかった。今年度はすでに1回載せている。1月号にも載せて周知する。また、医療機関にもパンフレットを配置して取り組みしている。

**【意見：宮崎委員】**

PDC Aというのは、婚姻数と因果関係があるのかということとはわからないが、理由を分析したうえで立案していくのがPDC Aサイクル。役所の答弁でPDC Aサイクルを回してと、よく言うが実際適応できているのか疑問に思うので、そういうことも念頭において広報活動に繋げてほしい。

**【質疑：川淵委員】**

妊娠届出数に、「転出は除く」とあるが、追跡調査はしているのか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

個人情報との関係もあるので転出先に追跡調査はしていない。この治療で結果がでなかった場合、県事業の「特定不妊治療」に移った場合についても、数的に把握しづらい。

**【質疑：山下委員】**

「一般不妊治療」で平成28から30年まで、継続して続けている組もあるのか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

平成28年度から29年度に継続していったのが3組。平成29年度から30年度に引き続いて助成を受けられた方が2組。

**【質疑：川淵委員】**

1組あたりの助成額が変化しているが、なぜか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

年間5万円を上限にしている。上限に満たない場合もあるので金額は前後する。

**【質疑：垣内委員長】**

不妊治療を受ける、というのは女性を思いえがくが、「組」なので男性も当然入っている。どうか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

排卵誘発剤を投与するということであれば女性がメインだが、基本的な考え方は男性も女性もいっしょに考えていくということ。

**【意見：垣内委員長】**

安心した。手元にある資料で「不妊の原因の半分は男性」とある。「泌尿器科受診を積極的にしなさい」、という記事があったので。

※他に質疑なく終了

●次に、「四万十市指定学校の変更及び区域外就学の許可に関する事務取扱要領について」調査を行った。

**【説明：山崎学校教育課長】**

学校教育法の施行令では市内に小学校あるいは中学校が2校以上ある場合は、就学すべき学校を指定しなければならないとされているため、それに基づいて、四万十市でも通学区域を指定している。理由は、複数ある学校から特定の学校をあらかじめ指定、通知することにより、保護者の就学義務を円滑に履行するため、また、通学区域は道路や河川等の地理的状況、歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されるのが一般的。

その一方で、学校教育法施行令第8条で相当と認めるときは保護者の申し立てによりその指定した小学校または中学校を変更することができるという規定がある。

また、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。

平成9年に文部省から通学区域制度の弾力的運用について通知があり、①地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。②地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応等児童生徒の具体的な事情に即して相当と認める時は、保護者の申し立てにより認めることが出来る、とした。

その後、文科省において、「通学区域制度の運用に関する事例集」を作成、配付することにより、市

町村教育委員会が弾力的運用を検討する際の参考となるよう、先進的な取組の情報提供がなされてきた。(①保護者が共働きで留守家庭、②いじめ、不登校等解消、③転居における友人関係に配慮、④通学距離などに配慮、⑤部活動の有無など)

四万十市における指定学校の変更及び区域外就学に係る許可基準は、調査した結果、過去に幡多市町村間で許可項目を調整した経過があり、残る県下8市と比較しても細部を除きほぼ同様の許可項目となっている。

「学期途中で転居した場合」や「指定学校の変更を継続する場合」など友人関係に配慮したものや、小学校入学時には、両親が共働きで子ども一人で家に置くのは不安という理由での申請が多い。近年は指定校に希望する部活動がない等での理由で申請がある。そういったことから今後は、保護者の要望が強ければ見直すこともあるかもしれないが、現段階では保護者の需要に据えていると思っている。再編説明会の中で、こういった制度があるために再編が進むのではないかと、教育委員会の審査が甘いかと言われることもあるが、そういうことはなく、厳格に処理している。軽々にこの基準の拡大は考えていない。

#### 【意見：宮崎委員】

いじめが理由でも部活動が理由と言っ、他の学校に入学する子どももいるので、増えているのではないか。再編の説明会のなかで、それをやめさせて縛り付けておこうというのは、よくない。そういうこともあって、みんなが反対だからといって、再編に反対していた人もだんだん抜けてくる。再編に反対が2校残っているが、反対するのはいいが、最終的に嫌な思いをするのは、子どもたちではないかを感じる。意見。

#### 【答弁：山崎学校教育課長】

部活動については、大きいところも小さいところも強制ではなく自由である。小さいところではできるだけ参加してほしいと声かけはしているが、子どもに負担がかからないよう校長も配慮している。

#### 【質疑：川淵委員】

事務取扱要領のなかの「12 特別な事情の場合」というのは、これまで適用したことがあるか。

#### 【答弁：山崎学校教育課長】

3年前までしかわからないが、適用した事例はない。

※他に質疑なく終了

●続いて、「中学校における部活動の設立について」調査を行った。

#### 【説明：山崎学校教育課長】

中学校における部活動は学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育課程外の活動」と位置付けられている。部活動の設置基準等については、法令に規定がないため、学校教育法第37条第4項に基づき、部活動の設置・改廃は校長の権限と解される。

中村中学校、中村西中学校に聞き取りしたところ、中村中学校は現在、13の部活動(男女で分けると19)があり、それぞれに1～2人の教員が指導(顧問・副顧問)をしているため、現状の教員数では手一杯で追加の部活動の新設は困難とのこと。中村西中学校は、現在8の部活動(男女で分けると10)があり、校長も副顧問に配置しており、教員数が足りない状況。部活動の新設は困難とのこと。

部活動ガイドラインで、運動部活動の指導時間は週11時間までとされているが、試合等を除く通常時の部活動だけでも月換算で44時間となる。両校とも副顧問を配置し、負担の分散を図っている。

なお、両校とも部活動として設置していない競技種目(硬式テニス、水泳、相撲等)についても大会参加にあたっては、生徒が不利益にならないよう、教員の随行や校長による在校証明など協力し、可能な限りの対応や支援は行っている。

部活動の運営等について直接規定する法令はないが、中央教育審議会からの答申や文科省、スポーツ庁からの通達があり、以下の3点が読みとれる。

- ①部活動数は生徒や教師の数を基に適正に配置すべき。
- ②各種大会の規定等は合同チームでの参加についてすでに検討がなされている。
- ③将来的に部活動を地域単位の取り組みに移行することについて検討を進めていく。

①から、中村中学校、中村西中学校の校長が教員数の都合上、部活動の新設は困難としたことは妥当性がある。

②については、スポーツ庁から日本中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高野連等に通知が出され、

すでに日本中学校体育連盟は検討組織を立ち上げ、令和2年度中を目途に考えをまとめるとの情報がある。

現在、合同チームが認められているのは、個人競技のない、バスケットボール、バレーボール、軟式野球、ソフトボール、サッカー、ハンドボール。認められていない、競技種目においても将来的に在校証明を得たうえで大会に参加できるようになる可能性もある。

③については、まだ具体的に示されていないので、検討段階ではないが、学校から地域に部活動を移す、ということなので、地域にあるスポーツクラブ等の活用が今後ますます望まれる。結論として、今回、個別に要望がある内容にふまえると、個人競技も含めて合同チームの参加が認められたら、当然、指定学校変更許可の拡大の必要はないし、部活動の新設の必要性もないのではないかと。スポーツ庁がすすめている体育連盟との協議調整のなかで可能性がでてくれば、課題解決となるのではないかと。

**【質疑：宮崎委員】**

いろいろ説明いただいたが、要望にあるようなことは無理、ということか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

今回の要望は、四万十市に相撲部を創設して校区外の申請で生徒を1ヶ所にまとめてほしい、それができないのであれば校区外の制度を柔軟にしたうえで、団体戦に出場できる方法を考えてほしい、という趣旨と理解している。中体連で検討段階であり、個人戦も合同チームを認めるということになれば、この要望はクリアできると考えている。現段階では要望には沿えないということになる。

**【意見：宮崎委員】**

議会から意見書を出すなどして自分としては応援したい。団体戦の面白さがある。学生が団体でやることの意義があると思うので委員長名でやっていただきたい。検討してほしい。

**【質疑：垣内委員長】**

中体連の団体戦を認めるという指針はいつ頃でるのか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

令和2年度中を目途にまとめるということになっている。宮崎委員がおっしゃったように部活動がいろんな形で試合ができるというのは、是非ともやっていただきたいという思いはあるが、現段階で学校に相当な負担を課すような部活動の新設という結論には至っていないのでご理解いただきたい。

**【垣内委員長】**

これは、8月19日の分野別意見交換会でのテーマであった。教民が担当委員会として意見を伺った。その時の結論として、教民で内容を継続して検討する、としていたもので、本日調査項目とした。山崎学校教育課長が先ほどから説明してくれたが、これについて、委員の皆さんの異議はないか。

— 小休中 —

— 正 会 —

**【垣内委員長】**

この調査事項については、個人競技であっても団体戦で出場できるように教育民生常任委員会としても積極的に取り組み、意見書を提出することとする。

— 小休中 —

○意見書の提出先について協議

— 正 会 —

**【垣内委員長】**

教育民生常任委員会から意見書を提出することとする。

※異議なし

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告を受けた。

●始めに、「医師の退職について」市民病院事務局長から報告を受けた。

**【説明：池田市民病院事務局長】**

9月の教育民生常任委員会で報告したが、10月7日から内科の鈴木医師に就任していただき、初日から診察していただいている。市広報11月号や市民病院広報紙せせらぎでも紹介する予定。温厚な人柄で地域医療に興味があり、これまで長崎県五島列島、三重県南部地域、兵庫県北部地域、秋田県八郎潟地域と、いわゆるへき地を中心に勤務されていた。市民病院の医師不足に貢献できれば、と勤務していただいている。

また、岡崎内科医師が令和2年1月末で退職することとなった。県外の大学院で研修を受けたいとのこと。

今後も医師確保については積極的に努めていきたい。

**【質疑：垣内委員長】**

通常診療に影響はないか。

**【答弁：池田市民病院事務局長】**

内科医師が1名増えて1名減るので、診療体制はカバーできる。

※他に質疑なく終了

●次に、「三里地区メガソーラー設置にかかる申請の受理について」環境生活課から報告を受けた。

**【説明：渡辺環境生活課長】**

10月31日に受理している。現在、届出が出されているものは、景観計画に基づく工作物の建築の届出書、景観区域にかかわる土地の形質変更、県条例では工作物の建築の許可申請書が出てきている。三里太陽光発電所合同会社と島の宮太陽光発電所合同会社の2社出てきている。規模は三里太陽光がパネル7,290枚、島の宮太陽光が3,726枚で合計11,016枚という規模。

現在は、県や11月16日に開かれた審議会の答申も鑑みながら審査中。

**【質疑：垣内委員長】**

結論は、いつ出すのか。

**【答弁：渡辺環境生活課長】**

現在のところ、今月末を目途にしている。

**【質疑：川淵委員】**

11月16日の審議会の答申はどのようなものか。

**【答弁：渡辺環境生活課長】**

市の条例の景観についての審議会で、市の条例に沿っているかどうか、どういうふうになればよいかアドバイスしてもらった。まだ、委員皆さんが押印したきちんとしたものはもらっていない。

**【質疑：川淵委員】**

意味がよくわからない。審議会として、こういう答申を出しました、ということではないのか。

— 小休中 —

○答申については、案はでているが、きちんとしたものはまだもらっていない。

— 正会 —

※他に質疑なく終了

●続いて、「風力発電について」環境生活課から報告を受けた。

**【説明：渡辺環境生活課長】**

現在、環境影響評価方法書が出ており、それに対して順次、市町村、県が意見を出しており、国の環境審査顧問会が行われ、環境アセスメントが進められていくと考えている。調査はこれから。地元との会も何回か行っている。(住次郎地区、片魚地区)地区の考えとしては、あまり、反対という言葉は四万十市側では聞こえていない。

**【質疑：川淵委員】**

その後の動きはつかんでいないか。環境審査顧問会後の動き。

**【答弁：渡辺環境生活課長】**

東京で開催されており、その後の情報は入ってきていない。

**【質疑：宮本副委員長】**

計画では、何基というのはわかっているのか。

**【答弁：渡辺環境生活課長】**

計画は49基。3,000キロワット級のものが49基。杓子峠を挟んで両側。四万十町側の尾根にも。尾根の方向を見て建てるので、最大49基の予定。今から風力等の調査をする。調査には1年以上かかる。2021年くらいまでの予定。アセスメントは2023年の3月くらいまで、風況観測はこれから2021年の終わりまで。申請は2023年の8月くらいから。工事は2024年夏くらい。運転開始は2026年度の予定。環境アセスメントが長くかかる。風がないとなれば、やめることもある。

**【質疑：垣内委員長】**

設置場所の地権者との話はできているのか。

**【答弁：渡辺環境生活課長】**

四万十町側は個人が多いが、オリックスさんにきくと結構話ができていようだ。四万十市側は尾根伝いはほとんどが市の市有林。地区や民間の山もある。

※他に質疑なく終了。

●次に、「民設民営保育所等のプロポーザル結果について」子育て支援課から報告を受けた。

**【説明：西澤子育て支援課長】**

全国的に少子化が進む中、当市において休園となった保育所もあるが、0歳児からの入所を希望する保護者が増え、低年齢児の定員を増やす必要が生じている。様々な保育サービスの拡充が求められている中で、中村東町の保育所建設予定地に公私連携型保育所を建設し、効果的かつ効率的に公民一体となって課題解決に取り組み、当市の子育て支援の充実を図るという背景のもと、公私連携型保育所等整備運営事業者の募集を行った。選定には公募型プロポーザルを実施し、「社会福祉法人ひかり会」を事業実施候補者として決定した。

9月30日に事業者の募集を開始し、10月15日に募集要項の説明会を行った。このときは、市内3事業者が参加した。11月11日が申請の締め切りであったが、申請は市内1事業者のみ。11月19日にプロポーザル審査を行った。

審査は、第一副市長を審査委員長とし、計10名が審査委員。決定法人は「社会福祉法人ひかり会」、総合評価点は998点。これは、審査員10名中最高得点と最低得点を除外した8名の合計得点。得点率は62.38%で、60%以上であれば、事業実施候補者として選考することとしていたため、条件はクリア。

施設種別は、公私連携幼保連携型認定こども園で、鉄骨2階建て、定員は1号認定（教育3歳以上）が、5名ずつの15名、2号認定（保育3歳以上）が30名ずつの90名、3号認定（保育3歳未満）が20名ずつの60名、計165名。保育内容は、延長保育、土曜日午後保育、障害児保育、休日保育及び体調不良児対応事業の実施。地域の中で子どもが育っていくよう、地域との交流を積極的に図るため、ランチルームの開放など考えているとのこと。

今後は、決定した事業者と20年間の協定を締結し、公私連携法人として指定を行い、協定に沿った保育サービスの提供を目指し、令和3年4月1日開所に向けて取り組んでいく。

令和2年度に保育所を建設するため、国、県の補助制度に基づき、施設整備に係る費用の一部に対する補助を当初予算に計上する。

**【質疑：宮崎委員】**

点数がよくないと思う。問題点については、市が指導したり、いっしょに考えていかないといけないと思うが、一番大きな検討課題は。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

36項目中11項目が平均「3」を下回っている。今後、どのように改善していくか、詳細を確認したうえで、課題をクリアし、公私連携法人としての指定を行う。

**【質疑：宮崎委員】**

審査員の中で、一番最低の点数を教えてください。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

200点中105点。

**【質疑：宮崎委員】**

上位2名、下位2名を除外して、パーセント出せるか。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

平均が124点程度であるので60%以上にはなると思う。

**【質疑：川淵委員】**

私も点数が低いと思った。この36項目というのは公開されるか。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

すでにホームページで公開している項目。

**【質疑：川淵委員】**

点数も公開されているか。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**



すべての点数については公開していない。どの業者が候補者となったか、と、998点という合計点数については公開している。

**【質疑：川淵委員】**

10項目程度が「3」を下回ったということだが、何が下回ったかについて、公開してもらえるか。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

保育計画で3項目、収支計画で1項目、事業実績で1項目、事業継続性で1項目、職員体制で3項目、人材確保で1項目、交流計画で1項目の計11項目。

**【質疑：川淵委員】**

職員体制で3項目も下回っている項目があると、保護者等がますます不安を抱えるのではないかと。どういうふうに克服していくか、今の時点ではどう考えているか。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

職員体制の3項目については、代替の保育士の確保ができるかという、今の時点ではかなり難しい項目。加配についての項目も、年度途中で加配をつけるのは難しいということ。正規雇用と非正規雇用の比率については、現在の非正規雇用の方を正規雇用とする考えはもっているようだが、まだ、1年半後のことであるので、具体的に数字として示せない、というもの。ただ、市の配置基準以上の保育士を配置するという計画にはなっているようだ。

**【質疑：垣内委員長】**

事業者と20年間という協定を結ぶ中で、得点率が低い部分をどこまで改善策を求めていくのか、そのことについて、協定のなかで謳っていくのか、確認したい。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

協定では保育の内容について事細かく結ぶ。特に得点率が低いところは協定を締結する前に、改善策等について、考え方の確認をしていく。提出していただいた提案内容、プロポーザルでのプレゼンでは時間の制限もあり、理解できていない部分があったのではないかと。20年間の契約の締結については、社会福祉法人を20年間、公の管理下に置く、ということで保護者にとっては安定的になる。公民一体となって進めていく。

※他に質疑なく終了

●次に、「学校再編について」学校教育課から報告を受けた。

**【説明：山崎学校教育課長】**

再編準備委員会での決定した内容と反対されている校区への対応の2点について報告させていただく。

スクールバスの運行に係る基本的な考え方については、乗車時間の短縮化や運行ルート等、6項目について、中村中学校、中村西中学校の両分科会で合意をいただいた。

事前交流事業については、原則、再編の合意を得られていない校区は枠組みから除外するが、修学旅行等、保護者の負担などの観点から合同実施が必要であると認められる場合は、保護者の意向を考慮しながら枠組みに入れることは差し支えないとした。

参考だが、例えば中村西中学校グループの小学校における事前交流事業は、修学旅行や宿泊学習の他、最終的には、1日再編先の学校で授業を受けていただく。スクールバスに乗って学校に行き、授業を受けて給食を食べ、午後の授業を受けて帰る。中学校については部活動も一緒にしてスクールバスで帰る。保護者にも合意をいただいている。内容については変更になる可能性もある。

制服の取扱いについては、再編後も元の学校の制服を使う、また先に再編先の中学校の制服を購入して、再編元中学校在籍中も使用する、PTAからは、保護者の負担がいろいろあるので、個人に選択させてほしい、という3案ある。学校長と保護者で決めていただくので、校区によってバラつきが出てくる。

また、川登小学校が再編に合意した。小学校は計画上、当面存続させるとして実施時期は定めていなかったが、保護者全員の署名を付して要望書が提出された。大川筋中学校の再編と同じ時期の、令和3年4月から中村小学校へ再編する。区長さんにもPTAから説明し、合意をした。各戸には11月末の区長便で経過や理解を求める文書を配付予定。大用と下田については、9月に役員会を開いていただき、出向いた。その中で準備委員会の報告と再度、意見交換会を開いていただきたいと申し入れをし、下田は11月17日に行った。大用は12月8日の予定。夜間は参加者が少ないので、参観日を活用して行い、東中筋中学校と川登小学校の再編合意の状況を説明。下田は特に校区外の申請が増えてお

り、令和5年には複式規模となる可能性があることも資料で説明した。また、アンケートを実施することの合意を得、年内か、年明けになるかもしれないが、教育委員会主導で行う予定。

**【質疑：垣内委員長】**

川登小学校は令和3年4月に中村小学校に再編ということだが、スクールバスはどうなるのか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

中学校に便乗するというので、他県の事例を参考にしながら進めてきたい。川登小学校のPTAにはそういう方向でやりたいと投げかけている。

※他に質疑なく終了

●次に、所管外ではあるが、企画広報課文化複合施設整備推進室から報告を受けた。

- 小休中 —
- 正会中 —

●次に、事務局から事務連絡。

- 小休中 —
- 12月定例会の日程（想定）
- 年末調整の提出について
- 住民と議会との懇談会の取りまとめについて
- 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。